

平成17年7月28日

## 産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について

本日、産業活力再生特別措置法に基づき申請していた当社の事業再構築計画が、下記のとおり経済産業省より認定を受けましたので、お知らせいたします。

この事業再構築計画が認定されたことにより、当社は、経営資源を有効活用することで確実な事業の成長を果たせるものと考えております。

### 記

1. 認定日 平成17年7月28日

2. 対象 認定事業者 明星電気株式会社

#### 3. 事業再構築の目標

当社を取り巻く厳しい事業環境下でも経常的に収益が創出できる事業体制および経営基盤を構築するため、明星電気の「中期計画」に即して事業再構築を実施する。

#### 4. 事業再構築の内容

##### (1) 事業構造変更

財政基盤強化のための、株主割当による新株式の発行による増資

##### (2) 事業革新

主力商品である電子応用事業関連製品の製造原価の低減を目的として、量産型工場である伊勢崎工場に工場を集約させ、更なる生産効率の向上を目指して、当社独自の「お祭り生産方式」を構築する。

#### 5. 事業再構築の実施時期

開始時期 平成17年8月、終了時期 平成20年7月

以上